

ため池等整備事業（農業用河川工作物応急対策等事業）

1. 趣 旨

昭和49年発生の多摩川災害や昭和51年の河川管理施設等構造令の公布等を契機として農業用河川工作物に対する防災対策が要請されている。

そのため、農林水産、建設の両省は共同して河川工作物の実態調査を行ったところ、構造が不適當又は前後一連の区域に比較して治水機能が劣っているものが多数存置されていることが判明した。

また、阪神淡路大震災を契機として平成7年6月に制定された「地震防災対策特別措置法」に基づき国土交通省が定めた、緊急輸送を確保するために必要な高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路等（緊急輸送道路）については、それをまたぐほとんどの跨道橋に必要な耐震補強対策が施されていないことが日本道路公団の調査によって明らかとなった。

このため、ため池等整備事業（農業用河川工作物応急対策等事業）により、農業用河川工作物及び農業用道路横断工作物の防災対策を積極的に推進し、洪水、高潮及び地震等による災害発生を未然に防止し、国土の保全と民生の安定に資することとする。

2. 事業内容

- ・農業用河川工作物（頭首工、水門、樋管及び橋梁等）の整備・補強又は、撤去に伴う新設
- ・農業用道路横断工作物（道路を横断する水管橋、水路橋及び農道橋等）の耐震補強整備

3. 採択要件

- ・下記の（1）（2）の両条件を満たす農業用河川工作物
 - （1）構造上の欠陥または本来の機能が失われていることから、治水上欠陥があり、洪水等からの安全のため整備を要するもの
 - （2）河川法に基づき国又は知事によって管理されている河川に設置されているもの
- ・下記の条件を満たす農業用道路横断工作物
 - 地震の際に緊急輸送路として活用される道路の機能の確保及び道路交通車両の安全を確保するため、耐震補強整備を必要とするもの（高速自動車国道又は一般有料道路を横断して設置されているものに限る）

4. 事業実施主体等

- （1）事業実施主体
都道府県、市町村等
- （2）採択条件
 - ・農業用河川工作物：総事業費 大規模1億円以上、小規模8百万円以上
 - ・農業用道路横断工作物：総事業費8百万円以上

5. 補助率

農業用河川工作物：大規模55%、小規模50%（内地）
農業用道路横断工作物：50%

6. 平成18年度概算決定額

4,524,000(4,271,305)千円

【担当課：農村振興局整備部防災課】